



* 本号の主な内容 *

- かつしか教育プラン2014を策定しました…… 4面
- 堀切大凧揚げ大会… 8面
- 農業体験農園の利用者を募集します …… 8面

K a t s u s h i k a P u b l i c R e l a t i o n s

毎月5日・15日・25日発行 発行/葛飾区 編集/広報課 〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 ☎3695-1111

2月9日(日) 午前7時～午後8時 東京都知事選挙

選挙すべき数 東京都知事1人

この選挙は、私たちが住む東京の将来に希望を託す重要な選挙です。必ず投票しましょう。

【担当課】 選挙管理委員会事務局
☎5654-8493～6

葛飾区で投票できる方

平成6年2月10日までに生まれた日本国民で、平成25年10月22日までに、葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方

住所を変更した方

	注意・条件など	投票
葛飾区に転入した方	10月23日以降に転入の届け出をした	都内の他区市町村から転入してきた方は、前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会に問い合わせてください。
葛飾区から転出した方(都内に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 葛飾区の選挙人名簿に登録されている ▷ 10月23日以降に転出先に転入の届け出をした ▷ 都内の他区市町村に1回限り住所を変更して引き続き住んでいる ▷ 新住所の住民票の写しなど(選挙用は無料)を持参 	左の条件に全て該当する方は、葛飾区で投票できます。
葛飾区内で住所を移した方	1月6日までに転居の届け出をした	転居後の投票所
	1月7日以降に転居の届け出をした	転居前の投票所

投票所には「選挙のお知らせ」を忘れずに

1月23日(木)ごろから、世帯ごとに封書でお送りします。対象者全員分の「選挙のお知らせ」が入っています。届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所でお申し出ください。

投票所へ車での来所はご遠慮ください。

2月9日(日)に投票所へ行けない方

期日前投票

投票日に仕事・旅行・病気・レジャーなどで投票所へ行けない方は期日前投票ができます

「選挙のお知らせ」裏面または期日前投票所備え付けの「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」を記入してください。

区ホームページ(トップ→区政情報→選挙→東京都知事選挙→投票日当日に投票所へ行けない方(期日前投票・不在者投票))からも取り出せます。

期日前投票を行う日に19歳の方は、その場で不在者投票をすることができます。

期日前・不在者投票場所 時間/午前8時30分～午後8時

お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも投票できます。

期間	期日前・不在者投票場所(所在地)
1/24(金)～ 2/8(土)	区役所1階正面玄関(立石5-13-1)
2/2(日)～8(土)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
	亀有地区センター(亀有3-26-1イトーヨーカドー駅前店7階)
	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
	高砂地区センター(高砂3-1-39)
	金町地区センター(東金町1-22-1)
	西水元地区センター(西水元5-3-1-101)

車でおいでになる方は、区役所をご利用ください。

不在者投票

▷ 葛飾区外で投票する方

出張などで区外(国内)に滞在中の方は、滞在地の選挙管理委員会の指定する場所で不在者投票ができます。

「選挙のお知らせ」裏面、または区ホームページから取り出した「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」を記入し、葛飾区選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

▷ 入院または福祉施設などに入所している方

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や施設で不在者投票ができます。病院や施設へお問い合わせください。

▷ 身体の重い障害などで外出が困難な方

自宅で投票(郵便等投票)ができます。「郵便等投票証明書」が必要ですので事前にお問い合わせください。すでにお持ちの方は、2月5日(水)午後5時までに投票用紙などを請求してください。

…………… 候補者を選ぶために ……………

選挙公報

2月7日(金)までに全戸配布します。地区センター、区内各駅の広報スタンドにも備えます。

音声版を希望する方は、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

公営ポスター掲示場

区内432カ所に設置します。掲示板が壊れていたり、ポスターが破れていたら、選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

